石島会計メモ

２０２６年４月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

インボイス２割特例は終了

令和 8 年度税制改正が、参議院で可決され原案どおりに施行されました。消費税関係は小規模事業者向け措置が変わるので、内容を確認していきます。

２割特例とは

消費税のルールとして、基準期間（基本は 2 年度前）の課税売上高が 1,000 万円以下である場合などは免税事業者となり、消費税を納めなくてもよい扱いとなってます。しかし、インボイスを発行するためには免税事業者をやめる必要があり、課税売上高が 1,000 万円以下の小規模事業者も多くが課税事業者にならざるを得なくなりました。

これでは小規模事業者の負担が大きいということで、売上の消費税の 2 割納税でよいとする特例が期間限定で設けられ、「2 割特例」と呼ばれています。

（例）売上 1,100 万円（税 100 万円）、仕入や経費が 440 万円（税 40 万）
①原則計算…売上の消費税 100 万－仕入経費の消費税 40 万＝60 万
②2 割特例…売上の消費税 100 万－100 万×80%＝20 万（100 万の 2 割）
→2 割特例だと原則的な処理よりも 40 万円も負担が少なくて済む

このような負担軽減措置が令和 5 年 10 月 1 日のインボイス制度開始から設けられていましたが、期間限定ということで適用可能期限が令和 8 年 9 月 30 日（までの日の属する課税期間）とされていましたので、同期間以後は、2 割特例が使えなくなってしまうのです。

代わりに登場した「３割特例」とは

名前のとおり、売上の消費税の 3 割を納付すればよく、先の例と同じく、売上の消費税 100 万円であれば納税額は 30 万円（3 割負担）となります。しかし、変わったのは負担割合だけではありません。

2 割特例は課税売上高 1,000 万円以下などの要件を満たせば、法人も個人事業主も使うことができました。一方、3 割特例は個人事業者に限るとされています。従って、法人の場合は、いくら小規模であっても 3 割特例を使うことができません。ここが大きな変更点です。

そのほか、届け出によって課税期間を短縮している場合なども適用できません。消費税は通常 1 年間を課税期間として計算・納税しますが、事業者の選択により、3 か月ごとまたは 1 か月ごとに短縮することができます。この場合には、3 割特例は使えないということです。

簡易課税との関係

消費税の計算方法には、原則計算（先の例①）のほか、簡易課税制度もあります。簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の場合に適用可能で、仕入経費の消費税を一定割合で計算します。

（例）売上 1,100 万円（税 100 万円） 仕入経費 440 万円（税 40 万） 卸売業
①原則計算…売上の消費税 100 万－仕入経費の消費税 40 万＝60 万
②簡易課税…売上の消費税 100 万－売上の消費税 100 万×90%(※)＝10 万
→簡易課税だと原則計算よりも 50 万円も負担が少なくて済む
（※）90%部分（みなし仕入率）は業種により異なり、40%～90%

簡易課税を選択するには、通常は適用する年度の前日までに届け出する必要がありますが、2 割特例や 3 割特例を適用する場合には、その翌課税期間の申告期限までに届出書を提出することで適用することが可能です。2 割特例や 3 割特例を適用する小規模事業者の判断期間を長くとっているのです。

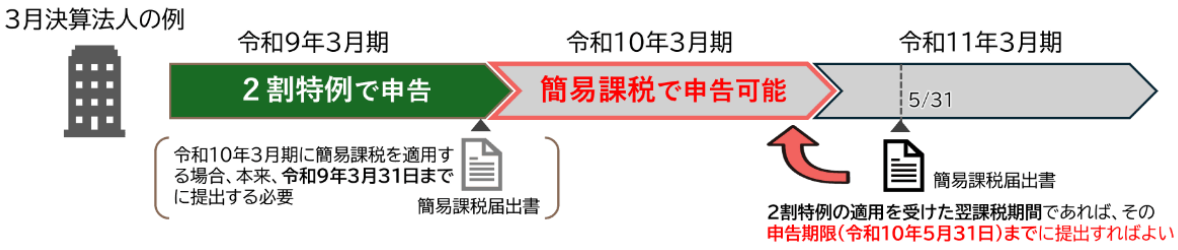

判断するためにも正しい経理処理を

このように、消費税の計算方法は意外と多く複雑です。いずれの方法も採用できるなら、一番有利な選択をしたいものです。届け出期限もあるので、早め判断のためにも、経理の締め作業は遅れないよう気をつけましょう。